

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	F S - Z 0 0 0 0 4 C
産業廃棄物処理の部外委託	防衛大臣承認 平成 年 月 日
	作 成 平成 29年 2月 1日
	変 更 令和 2年 10月 1日
	作成部隊等名 富士学校管理部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地において実施する産業廃棄物処理の部外委託（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要項

対象産業廃棄物、数量、場所、期間、搬出時間帯などについては、調達要領指定書によって指定する。

2.2 処理の区分

処理の区分は、“運搬及び処分”とする。

2.3 処理基準

処理基準は、次によるほか、契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）及び関係法令を遵守する。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は本役務終

了後、検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受ける。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、管理票（B2, D, E票）とし、産業廃棄物の各段階の処理終了後、速やかに検査官等へ提出する。

4.2 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

4.3 整備実施場所などへの立入りなど

整備実施場所などへの立入りについては、GLT-CG-Z500002の6.2による。

4.4 使用器材・機器・消耗品

役務に必要な器材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

4.5 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官等の指示を受ける。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	4KS81C60039
	調達要求年月日	令和6年 4月 12日
	作成部課	富士学校管理部
	作成年月日	令和6年 4月 11日
品名	産業廃棄物の処理（混合廃棄物（スプリングマットレス））	
仕様書番号	FS-Z000004C	

指定事項：

2.1 一般的要件事項

対象産業廃棄物、数量、引渡場所、期間及び搬出時間帯などは、次による。

a) 対象産業廃棄物・数量・期間

対象産業廃棄物、数量及び期間は、表1による。

表1-対象産業廃棄物・数量・期間

対象産業廃棄物	単位	予定期間	期間
混合廃棄物（スプリングマットレス）	kg	5,000	令和6年5月27日～ 令和7年3月31日

b) 引渡場所

引渡場所は、陸上自衛隊富士駐屯地とする。

c) 搬出時間帯

搬出時間帯は、契約の締結後、官側との調整による。